

(平成27年8月現在)

■ 一部負担金について

病気やケガをした時、医療機関等の窓口で保険証を提示すれば、かかった医療費の一部を支払うだけで、診療を受けることができます。これが一部負担金です。なお、医療機関等での窓口負担は「一部負担金」と、入院の場合「標準負担額」(入院時の食費及び居住費)があります。

※ 窓口負担

外来 = 一部負担金
入院 = 一部負担金 + 標準負担額

1. 70歳未満の方の医療費負担

● 一部負担金

小学校就学前	2割(※1)
小学校就学後から69歳まで	3割(※1)

※1 「限度額適用認定証」を医療機関等に提示することで、証記載の所得区分に対応する自己負担限度額が支払上限額となります。

● 標準負担額(入院時の食事・生活療養費)

【一般病床】

所得区分		食費(1食につき)
上位所得者・一般		260円
住民税非課税世帯(※2)	90日までの入院(※3)	210円
	90日を超える入院(※3)	160円

【療養病床】

所得区分	食費(1食につき)	居住費(1日につき)
上位所得者・一般	460円	320円
住民税非課税世帯(※2)	210円	

※2 「標準負担額減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

※3 過去12ヶ月の入院日数

2. 70歳以上75歳未満の方の医療費負担

● 一部負担金

所得区分	外来時窓口負担	入院時窓口負担
現役並み所得者	3割 最高44,400円	3割 (※5)
一般	2割(※6) 最高12,000円	2割(※6) 最高44,400円
低所得Ⅱ(※4)	2割(※6) 最高8,000円	2割(※6) 最高24,600円
低所得Ⅰ(※4)	2割(※6) 最高8,000円	2割(※6) 最高15,000円

※4 「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

※5 最高(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)円

※6 特定措置対象者は1割負担

● 標準負担額(入院時の食事代・1食につき)

【一般病床】

所得区分	1食につき	
現役並み所得者・一般	260円	
低所得Ⅱ(※7)	90日までの入院(※8)	210円
	90日を超える入院(※8)	160円
低所得Ⅰ(※7)	100円	

【療養病床】

所得区分	食費(1食につき)	居住費(1日につき)
現役並み所得者・一般	460円	320円
低所得Ⅱ(※7)	210円	
低所得Ⅰ(※7)	130円	

※7 「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

※8 過去12ヶ月の入院日数

3. 75歳以上の方の医療費負担

● 一部負担金

所得区分	外来時窓口負担	入院時窓口負担
現役並み所得者	3割 最高44,400円	3割 (※10)
一般	1割 最高12,000円	1割 最高44,400円
区分Ⅱ (※9)	1割 最高8,000円	1割 最高24,600円
区分Ⅰ (※9)	1割 最高8,000円	1割 最高15,000円

※9 「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

※10 最高(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)円

● 標準負担額 (入院時の食事代・1食につき)

【一般病床】

所得区分	1食につき	
現役並み所得者・一般	260円	
区分Ⅱ (※11)	90日までの入院 (※12)	210円
	90日を超える入院 (※12)	160円
区分Ⅰ (※11)	100円	

【療養病床】

所得区分	食費 (1食につき)	居住費 (1日につき)
現役並み所得者・一般	460円	320円
区分Ⅱ (※11)	210円	
区分Ⅰ (※11)	130円	

※11 「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

※12 過去12ヶ月の入院日数

4. 高額療養費

● 高額療養費とは

国保の被保険者（世帯主若しくは世帯員）が、同じ月に医療機関等において負担した一部負担金等の額が、下記の自己負担限度額を超える場合にその超える額が申請により払戻されます。

■ 自己負担限度額（入院時の食事・生活療養費を除く）

● 70歳未満

所得区分（所得金額）	自己負担限度額	多数該当（※13）
ア （901万円超）	252,600円＋ （医療費－842,000円）×1%	140,100円
イ （600～901万円以下）	167,400円＋ （医療費－558,000円）×1%	93,000円
ウ （210～600万円以下）	80,100円＋ （医療費－267,000円）×1%	44,400円
エ （210万円以下）	57,600円	
オ （住民税非課税世帯）	35,400円	24,600円

※13 同一世帯で療養のあった月以前の12ヵ月以内に既に3回以上高額療養費の支給がされている場合、4回目からの限度額が上の表の額に下がり支給されます。

● 70歳以上75歳未満

所得区分	外来＋入院	
	外来のみ	
現役並み所得者	44,400円	(※14)
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

※14 最高(80,100円＋(医療費－267,000円)×1%)円

多数該当時：44,400円

● 75歳以上（後期高齢者医療制度）

所得区分	外来＋入院	
	外来のみ	
現役並み所得者	44,400円	(※15)
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

※15 最高(80,100円＋(医療費－267,000円)×1%)円

多数該当時：44,400円

● 75歳到達月における自己負担限度額の特例

月途中で75歳に到達することで後期高齢者となる国保被保険者や、被用者保険の被保険者等が75歳になることで、その人の被扶養者が国保被保険者となる場合に、前後の医療保険制度における自己負担限度額が2分の1に軽減される特例措置があります。